議案第11号

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提案理由

一般職の職員の地域手当の支給割合を引き上げる改定に鑑み、特別職の職員の地域手当の支給割合を引き上げる改定を行うため、併せて、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の6」を「100分の12」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、職員の給料の月額については、第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、第6条第2項及び第8条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第3条に定める給料の月額とする。

区分	給料の月額
市長	742,500円
副市長	708, 400 円

(羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則を第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、教育長の給料については、 第 2 条の規定にかかわらず、月額 644,000 円とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定 により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、 第 2 条に定める月額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

2 平成 27年4月1日から平成 30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する特別職の職員の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で市長が定める割合」とする。

第1条関係

特別職の職員の給与に関する条例

第4条 地域手当は、給料の月額に <u>100 分の 12</u> を乗じて得た額を月額として支給する。

新

第5条~第11条 省略

附則

1~5 省略

6 平成27年4月1日から平成28年3月31日 までの間、職員の給料の月額については、第3条の規定にかかわらず、次の表のとおりと する。ただし、第6条第2項及び第8条の規 定により支給する期末手当の額及び退職手当 の額の算定の基礎となる給料の月額は、第3 条に定める給料の月額とする。

<u>区分</u>	給料の月額
<u>市長</u>	742, 500 円
副市長	708, 400 円

第2条関係

羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

附則

- 1 省略
- 2 教育長の給料は、平成 28 年 3 月 31 日までの間については、第 2 条の規定にかかわらず、月額 644,000 円とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 2 条に定める月額とする。

旧

第1条関係

特別職の職員の給与に関する条例

第 4 条 地域手当は、給料の月額に <u>100 分の 6</u> を乗じて得た額を月額として支給する。

第5条~第11条 省略

附則

1~5 省略

第2条関係

羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時 間等に関する条例

附則

省略